

# 愛三工業健康保険組合コラボヘルス推進のお知らせ

## はじめに

超少子高齢社会を迎える我が国では、日本再興戦略において「国民一人ひとりの健康寿命の延伸」を目標のひとつに掲げ、“健やかに生活し、老いることができる社会”の実現を目指しています。これを受け、経済団体、医療団体、保険者などの民間組織や自治体は互いに連携し合い、職場、地域で具体的な対応策を講じることが求められています。

今後、「従業員の健康寿命の延伸」を目指すべく、加入事業所と健保組合との連携（コラボヘルス）をより一層推進し、効率的かつ効果的な事業の実施に向けて、健診結果等の情報を事業所と健保組合で共有・活用することとなりますので、個人情報保護に関する法律第23条第5項（※1）に基づき下記のとおり、お知らせいたします。

## 事業目的および内容

生活習慣病（※2）の予防・重症化予防を目的に下記①②③④の事業を実施します。

### 【被保険者(従業員の方)】

#### ① 健診結果および疾病リスク保有者データの共有による事後フォロー

共同利用するデータ：健診結果情報

⇒事業所が実施する法定健診、健保組合と事業所が共同で実施する人間ドック等の健診結果表の相互提供、事業所での従業員全体の健康管理や事後フォローに利用します。

#### ② 疾病高リスク保有者に対する医療機関への受診勧奨

共同利用するデータ：健診結果において疾病ハイリスク者、及び生活習慣病の発症リスクが高い方の未受診情報（例：血圧が高く、高リスク保有判定値を上回る方で医療機関を受診していない、健診結果で要治療・精密検査判定の方で医療機関を受診していない等）

ただし、病歴・治療情報等の情報は含まれません。

⇒治療が必要と判断される「高リスク保有者」に対して、事業所又は健保組合より受診勧奨を実施します。受診勧奨した後、医療機関への受診が確認できない場合は、再度、受診勧奨を行います。

#### ③ 特定保健指導（※3）を事業所主体で実施

共同利用するデータ：特定保健指導対象者情報、特定保健指導実績情報

⇒「生活習慣病関連項目（血圧・脂質・血糖など）」及びその検査値がリスク保有判定値を上回る者について、情報を共有し、該当従業員に事業所主体で実施する事後指導(特定保健指導)に利用します。

### 【被扶養者(ご家族の方)】

#### ④ 健診受診有無及び申込み有無情報の共有による事業所経由での受診勧奨

共同利用するデータ：健診受診有無及び申込み有無情報

⇒健保組合が独自で実施する健診受診勧奨の他に、事業所経由での健診受診勧奨を実施する際に利用します。

ただし、具体的な健診結果の中身に関する情報は含まれません。

(※1) 【(参考) 個人情報の保護に関する法律】

(第三者提供の制限) 第23条

5 次に掲げる場合において、当該個人データの提供を受ける者は、前各項の規定の適用については、第三者に該当しないものとする。

－中略－

三 個人データを特定の者との間で共同して利用する場合であって、その旨並びに共同して利用される個人データの項目、共同して利用する者の範囲、利用する者の利用目的及び当該個人データの管理について責任を有する者の氏名又は名称について、あらかじめ、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置いているとき。

(※2) 【生活習慣病とは】

身体活動・運動や食事、喫煙、飲酒、ストレスなどの生活習慣が発症の原因と深く関与している疾患の総称です。脳血管疾患・心疾患、動脈硬化症、糖尿病、高血圧症、脂質異常などが該当し、日本人の死亡原因において非常に高い割合を占めており、健康寿命の延伸の阻害要因になっているだけでなく、医療費にも大きな影響を与えています。生活習慣病は、(1) 自覚症状がないまま進行すること、(2) 長年の生活習慣に起因すること、(3) 疾患発症の予測ができることから、健診によって早期にリスクを発見し、生活習慣病を発症しないように対策を打つことが可能です。

(※3) 【特定保健指導とは】

40歳から74歳のすべての被保険者(従業員の方)・被扶養者(ご家族の方)を対象に「特定健診・特定保健指導」が実施されます。健診項目に腹囲の計測が新たに加わるなど、メタボリックシンドローム(内臓脂肪症候群)の予防と改善が大きな目的です。受診者によっては、特定健診の結果に基づき、必要度に応じた保健指導が行われることとなります。

### 共同利用する者の範囲

■ 事業所／事業所健康管理責任者・担当者、事業所の医師・保健師・看護師

(責任者) 愛三工業(株) 安全健康推進部 部長

愛協産業(株) 安全健康環境推進室 室長

アイサンコンピュータサービス(株) 総務チーム リーダー

愛三熊本(株) 工場管理課 課長

健保組合／保健事業担当役員

(責任者) 愛三工業健康保険組合 常務理事 TEL：0562-48-1579



本事業で取り扱う個人情報には詳細なレセプト情報(病歴・治療内容等)は含まれません。また、**本事業の事業内容及び目的に沿った利用範囲内**でのみ使用し、人事評価等に用いられることは一切ございません。上記の目的以外で使用された場合は、責任者および違反者に罰則が課せられます。なお、本事業でのデータ共有について同意されない場合は、事業所もしくは健保組合にお申し出ください。

### さいごに

健康診断を受診することは、生活習慣病はもとよりがんの早期発見など、ご自身の健康と命を守ることに繋がります。みなさまとご家族のためにも年に1度は必ず健康診断を受け、異常があれば再検査・治療を受診しましょう！

